

住所変更手続きのしおり

このしおりは大切に保管し、必要に応じて確認してください。

令和8年9月19日（土）から
住所（地番）が変わります
※**施行地区内**のみ

【目 次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
皆様にお届けするもの・・・・・・・・・・・・・・・・	2
住所変更の手続きについて・・・・・・・・・・・・	3
住所変更に伴う手続きの必要が ない もの・・・・・・・・	4
保険証など証書等の取扱いについて・・・・・・・・	5
住所変更に伴う手続きの必要が ある もの・・・・・・・・	6
市役所でご本人に手続きしていただくもの・・・・・・・・	6
市役所以外でご本人に手続きしていただくもの・・・・・・・・	8
会社・法人関係／各種営業許可証等／その他・・・・・・・・	11
住所変更のお知らせ用はがきについて・・・・・・・・	12
関係機関案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

所沢市役所 街づくり計画部 土地利用推進課

電話：04-2998-9208

はじめに

平成29年4月3日より施行されてきました土地区画整理事業がこのたび完了することとなり、整備された道路等に合わせて、地番の変更を行います。これにより、住所や本籍、土地・建物の所在地の地番等が変わります。

施行地区内にお住まいの方や事務所等を設置している業者は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがあります。このしおりでは、地番変更に伴う主な手続きをご案内します。

各手続きは、**地番変更実施日（令和8年9月19日予定）以降に行ってください。**

～ご連絡事項～

登記事務の停止について

地番変更実施日（令和8年9月19日予定）から、土地区画整理事業による登記書換え作業が行われ、作業が終了するまで**施行地区内**の登記事務が停止されます。

登記閉鎖期間中は、**施行地区内**の土地・建物の一般登記申請（登記事項証明書の発行、土地や建物の所有権移転登記、分筆・合筆登記、抵当権等の設定や抹消等の登記）ができなくなりますのでご注意ください（閉鎖期間は、令和8年9月19日から3か月程度です）。なお、登記閉鎖が解除されましたら、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。

住所変更の周知にご協力ください

施行地区内に貸店舗、アパート、共同住宅等をお持ちの方は、変更後の住所をそれぞれ関係の方にお伝えください。

皆様にお届けするもの

- ◆ 今回お届けしたもの
- 住所変更手続きのしおり（この冊子です）
 - 住所の地番変更について（お知らせ）

地番変更実施日（令和8年9月19日）以降にお届けするもの

住所変更のお知らせ (1通)	今回の地番変更により新しく設定される住所が記載されているものです。（証明書としては使用できません）	市 よ り 発 送 し ま す
地番変更証明書 (1世帯あたり10枚)	地番変更の証明書として、各種手続きに使用できます。 個人の方について、枚数が不足する場合は、以下の場所において無料で発行します。 申請場所：市役所市民課・各まちづくりセンターまたは各サービスコーナー 必要書類：マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類 市民課 ☎ 04-2998-9087	
本籍変更のお知らせ (1通) ※対象者のみ	施行地区内に本籍がある方には、本籍の変更があります。対象の方には、住所別に市民課より本籍変更のお知らせを郵送します。 本籍変更のお知らせ以外に本籍変更証明書が必要な方は、地番変更日以降、無料で発行します。 ※ 申請場所・必要書類は地番変更証明書と同様です。	
住所の表示変更のお知らせはがき (1世帯あたり10枚)	新しい住所を知人・取引先等にお知らせするもので、日本郵便㈱が発行する無料のはがきです。同封する回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出してください。 なお、はがきが不足する場合は無料にて追加発行しますので、土地利用推進課までご連絡ください。	
登記完了のお知らせ (一般登記停止解除) (1通)	9月19日（換地処分公告日の翌日）から3ヶ月程度、施行地区内の土地・建物の一般登記申請（所有権移転、分筆の登記等）ができなくなります。区画整理による登記が完了しましたら、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。	組 合 よ り 発 送 し ま す

住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

- ✧ マイナンバーカード、運転免許証等、本人確認書類としてご利用されているものは速やかに更新してください。
- ✧ 住所変更後約1年間は、旧住所のままでも郵便物は届きます。
- ✧ 他市区町村に土地や建物をお持ちの場合、納税通知書等が届かなくなる場合がありますので、各市区町村へ住所変更の連絡をお願いします。

住所変更の手続きは地番変更実施日（令和8年9月19日予定）以降にしてください。

9月19日～9月23日に住民票及び戸籍の変更作業を行うため、当該期間はコンビニにて住民票の写し等の証明書は取得しないでください（地番変更前の住所が記載されたものが出力される場合があります）。

登記閉鎖期間中（令和8年12月末頃まで）は、所有権移転や分筆、相続等の登記手続きはできません。終了次第、関係権利者（土地所有者等）の方には組合より登記閉鎖解除のお知らせを送ります。

◆住所変更に伴う手続きの必要が ない もの

※ただし、しばらくの間は旧住所のままで通知等が届く場合がありますので、ご了承ください。なお、長期間にわたり旧住所で通知等が届く場合は、各所へご連絡ください。

市役所	● 住民票（住民基本台帳） ● 戸籍・戸籍の附票 ● 選挙人名簿 ● 印鑑登録 ● 土地家屋課税台帳 ● 市県民税課税台帳 ● 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所 （日本年金機構にマイナンバーが収録済の方） 国民年金第1号被保険者の方の住所 ※ 納付書はそのまま使用できます。 （日本年金機構にマイナンバーが収録済の方） ● 畜犬登録の住所 ・・・・・・・・など
法務局	● 土地登記簿（表題部の所在欄のみ） ● 建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※所有名義人などの住所は、ご本人の申請があるまで変わりません。（→詳細 P9）
その他	● 郵便（配達業務のみ。郵便貯金や保険については各自で届出してください。） ● 旅券（パスポート）

◆ 保険証など証書等の取扱いについて

下記につきましては、皆さまによるお手続きは不要です。

市から皆さまへ 新住所に書き換えて新しくお送りするもの

各担当課から発送予定です。 新しいものがお手元に届くまでは、現在のものを使用してください。	担当課（市役所内）
●国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ ※後期高齢者医療資格確認書は券面に住所の記載がないため、送付しません。ご自身で裏面にご記入ください。 ●国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 ●国民健康保険被保険者資格証明書 ●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ●国民健康保険限度額適用認定証 ●国民健康保険特定疾病療養受療証 ●後期高齢者医療特定疾病療養受療証	国民健康保険課 TEL04-2998-9131 後期高齢者医療担当 TEL04-2998-9218
●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証	介護保険課 TEL04-2998-9420
●児童扶養手当証書 ●子ども医療費受給者証	こども支援課 TEL04-2998-9124

住所変更後も引き続きそのまゝの状態で使用できるもの

※希望者には、新しい住所に書き換えて再交付します。		担当課（市役所内）
●障害福祉サービス受給者証等 ※P7 障害福祉関係以外の手続き	身体障害者手帳をお持ちで 18歳以上の方 療育手帳をお持ちで18歳以上の方	障害福祉課 TEL04-2998-9116
	精神保健福祉手帳をお持ちで 18歳以上の方	保健センター 健康管理課 こころの健康支援室 TEL04-2991-1812
	18歳未満の方	こども福祉課 TEL04-2998-9223
●ひとり親家庭等医療費受給者証		こども支援課 TEL04-2998-9124

◆住所変更に伴う手続きの必要が ある もの

手続きには、「地番変更証明書（→P2 参照 令和8年9月19日以降に送付します。）」が必要となるものがあります。「地番変更証明書」が不足した場合、個人については、市役所市民課・各まちづくりセンターまたは各サービスコーナーへ、法人については市役所の土地利用推進課へお問い合わせください。なお、お手続きができるのは、令和8年9月24日以降となります。

■住民登録関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
マイナンバーカードの住所変更（特定在留カード等を含む）	市役所 市民課・各まちづくりセンターまたは各サービスコーナー	・マイナンバーカード ・特定在留カード等 ・パスワード	なるべくお早めに ※署名用電子証明書の住所変更も必要になります。併せて更新してください。
在留カード等の住所変更	市役所 市民課または各まちづくりセンター（並木を除く）	・在留カード ・特別永住者証明書	ご不明な点があれば市民課までお問い合わせください。

※マイナンバーカードの署名用電子証明書は、主にe-tax（確定申告をインターネットで行う方法）に利用されます。

コンビニ交付等で用いる利用者証明用電子証明書（暗証番号が4桁の数字のもの）は、手続き不要で引き続き利用できます。

■障害福祉関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
●身体障害者手帳 ●自立支援医療（更生医療）受給者証	市役所 障害福祉課 TEL04-2998-9116	・各手帳 ・各受給者証 ・個人番号（マイナンバー）が分かるもの	窓口で新住所に書き換えます。
●療育手帳 ●自立支援医療（育成医療）受給者証	●18歳以上の方 障害福祉課 TEL04-2998-9116 ●18歳未満の方 こども福祉課 TEL04-2998-9223		
●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療（精神通院）受給者証	保健センター 健康管理課 こころの健康支援室 TEL04-2991-1812		

※住所確認を含む身分証明書等として利用される場合は、お早めにお手続きください。

■自動車関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
原動機付き自転車（原付バイク・125cc以下）、小型特殊自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠位置の変更	市民税課 TEL04-2998-9064	標識交付証明書	住所変更のお届けが必要となります。

■水道関係（別庁舎になります）

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
水道をご使用になられている方	所沢市上下水道局 所沢市上下水道お客様センター TEL04-2921-1080	給水番号が必要です。※給水番号は水道メーターの蓋裏や玄関口に貼ってあります。	◎区画整理事業用水道使用者の住所変更手続きが必要となります。 電子申請又は電話で手続き可能です。 

■教育・保育機関関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
小学校に届出している住所	北秋津小学校 Tel04-2993-2393	ご確認ください	新住所を小学校へお知らせください。
	松井小学校 Tel04-2992-2782		

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
中学校に届出している住所	南陵中学校 Tel04-2922-3038	ご確認ください	新住所を中学校へお知らせください。
	東中学校 Tel04-2992-3115		

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
児童クラブに届出している住所	北秋津児童クラブ Tel04-2995-1945		お迎え時等に新住所を児童クラブへお知らせください。
	松井学童クラブ Tel04-2998-4949		
	まつば児童館生活クラブ Tel04-2995-0995		
	北秋津ゴロニャンクラブ Tel04-2994-2116		

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
保育園・幼稚園等に届出している住所	利用している保育園・幼稚園等の各施設	ご確認ください	新住所を各施設へお知らせください。

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
図書館登録利用者情報	所沢図書館本館または各分館 Tel04-2995-6311 (本館)	地番変更証明書	住所変更手続きが必要となります。

■難病対策

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
指定難病等医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証	狭山保健所（難病担当） Tel04-2941-6557	ご確認ください	窓口で新住所に書き換えます。

■年金関係

	必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
年金加入中の方	国民年金第2号被保険者の方 (会社員・公務員等)	勤務先	勤務先に確認してください。	なるべくお早めに
	国民年金第3号被保険者の方(2号の被扶養配偶者の方)			
年金受給中の方	国民年金・厚生年金を受給中で日本年金機構にマイナンバーが未収録の方等 (毎年「現況届」を提出している方等)	所沢年金事務所 Tel04-2998-0170	・年金受給権者住所変更届 ・年金証書	なるべくお早めに
	共済年金を受給中の方	各共済組合	各共済組合に確認してください。	なるべくお早めに

■自動車関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
運転免許証の住所、本籍の変更	所沢警察署 Tel04-2996-0110 受付時間 9時～12時、 13時から16時15分まで	・運転免許証 ・地番変更証明書 ・本籍変更のお知らせまたは、本籍変更証明書 (本籍の変更がある場合) ※届出によって本籍を変更した場合は本籍記載の住民票が必要になります。	なるべくお早めに
自動車・オートバイ(125cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠位置の変更	関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 Tel050-5540-2029	・地番変更証明書(写しも可) ・車検証	変更されたい場合は手続き場所に確認してください
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 Tel050-3816-3111	・地番変更証明書(写しも可) ・車検証	変更されたい場合は手続き場所に確認してください

■不動産（土地・建物）登記について

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	さいたま地方法務局所沢支局 04-2992-2677 （音声案内2番） （管轄：所沢市，狭山市，入間市内の土地・建物等）	・登記申請書 ・地番変更証明書 ・印鑑 など	※不動産所有者の住所変更登記は地番変更実施日（9月19日）から2年以内

土地や建物の不動産登記簿の表題部につきましては、区画整理登記により、新しい地番及び家屋番号に自動的に変更となりますが、所有者の登記簿上の住所は自動的に変更になりませんので、自ら住所変更手続きをする必要があります。なお、区画整理を理由とする住所変更については、地番変更証明書があれば登録免許税を免除されます。（司法書士に依頼する場合は別途に報酬がかかります。）

法務局における手続き案内・相談は事前予約制です。

◆会社・法人関係／各種営業許可証等／その他

■会社・法人関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
会社・各種法人の本店の所在地の変更登記	本店の所在地を管轄する法務局 (埼玉県内の会社)	・登記申請書 ・地番変更証明書	登記の事実が発生した日(令和8年9月19日)から本店:2週間以内
代表者等の住所の変更登記	・法人はさいたま地方法務局法人登記部門)		
法人市民税	市民税課 Tel04-2998-9064	・法人等の異動届出書 ・登記完了後の登記事項証明書の写し	登記完了後なるべくお早めに
法人県民税	所沢県税事務所 Tel04-2995-2112	所沢県税事務所にお問い合わせください。	所沢県税事務所にお問い合わせください。
法人税	所沢税務署 Tel04-2993-9111	所沢税務署にお問い合わせください。	所沢税務署にお問い合わせください。

■各種営業許可証等

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
各種営業許可証等の所在地変更	狭山保健所 Tel04-2954-6212	保健所にお問い合わせください。 (手続きの必要がない場合もあります)	保健所にお問い合わせください。

➡ 該当職種: 病院・診療所、薬局、食品関係、理美容所、クリーニング業等

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
施術所関係の所在地変更	保健医療課 Tel04-2998-9385	保健医療課にお問い合わせください。	保健医療課にお問い合わせください。

➡ 該当手続き: 開設者／施術所住所・出張業務等

■その他 以下の手続きは契約先等に確認をお願いします。

- 生命保険、火災保険、自動車保険等
- 銀行の預金通帳、証券会社
- クレジットカード
- ガス・燃料会社、電力会社
- NHK
- ネット通販、ネットショッピング
- 固定電話、携帯電話、インターネット
- 社員証、会社から交付された健康保険証
- 学生証(高校・大学・短大・専門学校等)
- 各種ポイントカード・スタンプカード
- 各種会員証
- など

上記以外にも法令等により住所変更の手続きがある場合は、それぞれ所定の手続きを行ってください。

住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所を知人・取引先にお知らせいただくための、「住所の表示変更のお知らせ」はがきを後日お送りいたします。（日本郵便（株）より無償提供いただいております）

換地処分以降に届く「住所変更のお知らせ」で新住所を確認していただき、下記の記載例の要領でご記入の上、同封の回収用封筒に入れて最寄りの郵便局又はポストにお出してください。（切手を貼る必要はありません）

郵便はがき

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

←

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地

←

〇

〇

〇

〇

様

住所の表示変更のお知らせ

日本郵便株式会社

所沢郵便局

〇〇〇

〇〇〇

あなたの住所にも郵便番号を

※ こちらのお知らせ用はがきは、
後日お届けするものです。

※ 表には新住所をお伝えする方の
郵便番号、住所とお名前だけ
をお書きください。

住所の表示変更のお知らせ

令和8年9月19日からお知り合いの方の住所の表示が、下記のとおり変更となりましたのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しになる際は、新住所をご記入ください。

~~今度のお休みにぜひ遊びに来てくださいね！~~

記

新住所

郵便番号

所沢市 大字北秋津〇〇番地〇

ご氏名 〇〇 〇〇

集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。

※ 住所とお名前以外の記入があると無効になってしまい、配達されない場合がありますのでご注意ください。

※ 新しい住所とお名前のみをご記入
ください。

関係機関案内

名称	住所	電話番号
さいたま地方法務局 所沢支局 (不動産登記)	所沢市並木 6-1-5	04-2992-2677
さいたま地方法務局 法人登記部門 (法人登記)	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-851-1000
日本郵便株式会社 所沢郵便局	所沢市並木 1-3	0570-943-156
所沢警察署	所沢市並木 1-6-1	04-2996-0110
狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212
所沢年金事務所	所沢市上安松 1152-1	04-2998-0170
関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所	所沢市大字牛沼 688-1	050-5540-2029
軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所	埼玉県入間郡三芳町大字 北永井 360-3	050-3816-3111
埼玉りそな銀行 所沢支店	埼玉県所沢市御幸町 1-16 所沢スカイライズタワー	04-2922-2141
お取引内容によっては、ご来店不要で住所変更のお手続きができます。 詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://www.saitamaresona.co.jp/kojin/tetsuduki/jyusyohenkou.html		
埼玉縣信用金庫 所沢東支店	所沢市東所沢和田 1-3-6	04-2944-9361
お取引内容によっては、ご来店不要で住所変更のお手続きができます。 詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://www.saishin.co.jp/faq/#plink2_1		
飯能信用金庫 所沢支店	所沢市日吉町 1 6-1 4	04-2922-1231
飯能信用金庫 新所沢支店	所沢市中新井 3-7-11	04-2942-1225
飯能信用金庫 所沢東支店	所沢市くすのき台 1-10-3	04-2998-4300
J A いるま野 松井支店	所沢市大字上安松 1298	04-2992-9121

本しおり についてのお問い合わせ先

所沢市役所 街づくり計画部 土地利用推進課
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
電話：04-2998-9208